

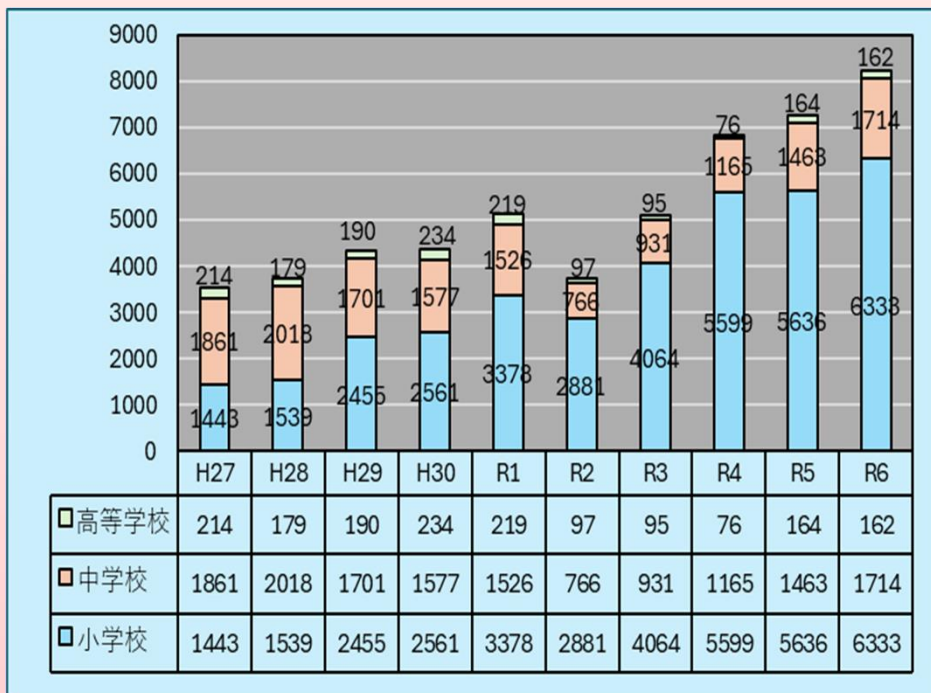
教職員向け生徒指導パンフレット

# 児童生徒の暴力行為の現状と 対策について (中学校・高等学校用)



## 1 千葉県における暴力行為の現状

暴力行為発生件数の推移

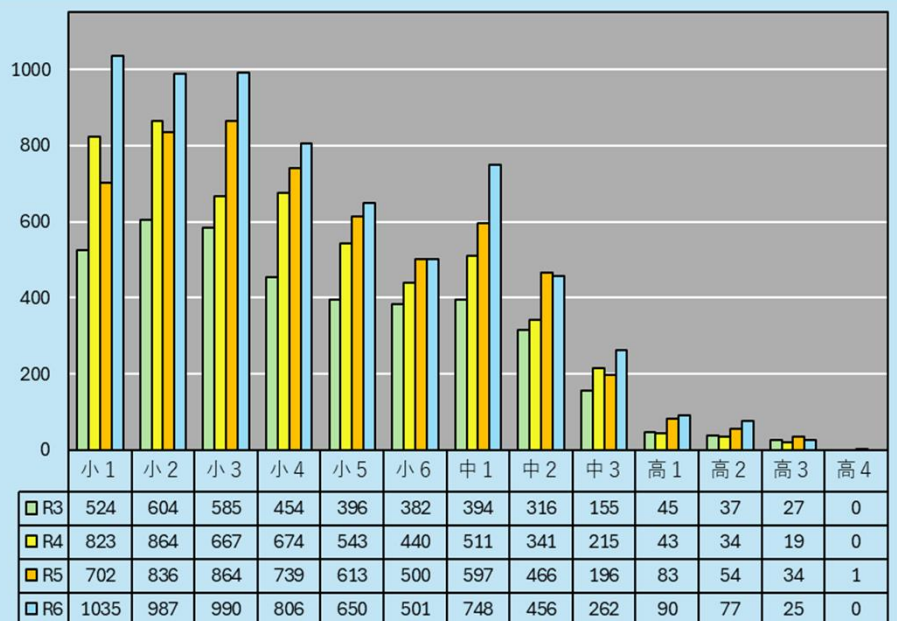


暴力行為の発生件数は、県内においても過去10年間で最多を更新した。特に小学校では、他校種を大きく上回る6,333件に達し、前年度比で約700件増加するなど、暴力行為の低年齢化が深刻な課題となっている。小学校における急増の背景には、これまで見過ごされがちだった軽微な事案を初期段階で確実に把握し、重大事態に発展する前に組織的に対応する「見取りの精緻化」が徹底されている側面がある。一方で、中学校や高等学校においても、コロナ禍による活動制限の影響が尾を引いている。人間関係を築くべき時期に直面での経験が不足し、相手の感情を推察したり、適切な距離感で葛藤を解決したりするスキルが未熟なまま、些細なトラブルが激しい衝突に発展しやすい傾向が続いている。

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
千葉県公立小中高等学校のデータより

学年別加害児童生徒数

学年別の加害児童生徒数を見ると、小学校では低学年から中学年にかけて増加傾向が顕著である。中学校では入学直後の1年生で最多となる傾向があるが、学年進行に伴い減少し、高等学校ではさらに大幅に減少している。この推移は、暴力行為が自己抑制能力の発達や心の成長、環境変化への適応と密接に関係していることを示唆している。小学校での増加については、感情を言語化する力の未熟さや、思い通りにいかない際の衝動を制御できず、身体的な衝突に至るケースが多いと考えられる。一方、中・高等学校においては、SNS等を通じた人間関係のトラブルが、放課後や休日も絶え間なく継続する「ネット環境の負の側面」が影響している。オンライン上の対立が心理的負荷を高め、登校時の直接的な暴力へと発展するリスクが依然として課題となっている。



## 2 指導に当たっての基本姿勢

暴力行為は、児童生徒が安全・安心に学ぶための環境を確保するためには、絶対にあってはならず、学校の秩序を乱すことに繋がります。暴力行為が発生した場合には、毅然とした態度で加害児童への指導に臨むことが必要です。暴力行為防止のチェックリストを作成し、定期的実施する等により、小さな問題行動等を見逃さず、教職員の共通理解を図っていくことが必要です。

「規律ある明るい学校環境づくり」に示した以下の対策を実施する

【対策1】暴力行為の予兆・発生実態の「可視化」と組織的即応体制の構築

【対策2】動画投稿・拡散が発生した場合の即応体制の構築

【対策3】児童生徒一人一人の実態把握の徹底

【対策4】生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する

【対策5】学校全体で取り組む道徳教育の充実

【対策6】豊かな人間関係づくりと社会性の育成

【対策7】荒れを未然に防ぐ「ウェルビーイング校内環境」の構築

【対策8】あいさつ運動と多層的な見守りによる暴力行為の未然防止

【対策9】暴力行為防止・解決のための「重層的ネットワーク」の構築

【対策10】チーム学校で進める！個別支援サポートチームの構築と運用

【対策11】暴力行為防止の3つの基本原則

「暴力行為の防止及び生徒指導体制のチェックリストの参考例」を活用する

### 【暴力行為の防止及び生徒指導体制のチェックリストの参考例】

<あてはまる…1、ややあてはまる…2、ややあてはまらない…3、あてはまらない…4>

	チェック項目	チェック欄
登下校	朝、帰りのあいさつができています。	1 2 3 4
	登下校時間を守っている。	1 2 3 4
	交通ルールや乗車マナーを守っている。	1 2 3 4
	服装は適切である。	1 2 3 4
	不自然な傷やアザはない。	1 2 3 4

	チェック項目	チェック欄
授業中	始めと終わりのあいさつができています。	1 2 3 4
	チャイム着席が守られている。	1 2 3 4
	授業開始時に机や椅子が整頓されている。	1 2 3 4
	授業開始時に授業道具が用意されている。	1 2 3 4
	児童生徒の服装は適切である。	1 2 3 4
	授業規律が守られている。	1 2 3 4
	ロッカー等の整理整頓されている。	1 2 3 4
表情が険しい、急に無表情になった児童生徒はいない	1 2 3 4	

	チェック項目	チェック欄
休憩時間・放課後	言葉遣いは乱れていない。	1 2 3 4
	暴力行為に等しい遊びをしていない。	1 2 3 4
	校舎内で走り回ることではない。	1 2 3 4
	壁やドアをたたいたり蹴ったりはしていない。	1 2 3 4
	特定のグループ間でトラブルはない。	1 2 3 4
	他者を揶揄する言動等はない。	1 2 3 4
	集団内での「パワーバランス」に急激な変化はない。	1 2 3 4
	特定の児童生徒を囲むような動きはない。	1 2 3 4
	威嚇的な仕草はない。	1 2 3 4
	個人に対して執拗に視線を送る、避けるなどない。	1 2 3 4
	トイレ、特別教室等、死角に児童生徒がたまっていない。	1 2 3 4
ネット上でのトラブルはない。	1 2 3 4	

	チェック項目	チェック欄
校内整備	通学用自転車が自転車置き場に整頓されている。	1 2 3 4
	下駄箱の靴等が整頓されている。	1 2 3 4
	校内掲示が適切に整備されている。	1 2 3 4
	廊下や階段などにゴミが落ちていない。	1 2 3 4
	トイレが清潔でトイレトペーパーが常備されている。	1 2 3 4
	手洗い場が清潔で石けんが常備されている。	1 2 3 4
	清掃用具や体育用具が整理整頓されている。	1 2 3 4
	部活動の部室や活動場所が整理整頓されている。	1 2 3 4

	チェック項目	チェック欄
生徒指導	生徒指導は、複数の教員で対応している。(聴き取り含む)	1 2 3 4
	児童生徒を指導した場合、組織で共有している。(迅速に)	1 2 3 4
	指導の経過について保護者に適切に伝えている。	1 2 3 4
	児童生徒の家庭での様子を把握している。	1 2 3 4
	教職員は乱暴な言動をしていない。	1 2 3 4
	事案発生時の役割分担ができています。	1 2 3 4
	特定の教員に指導が偏っていない。	1 2 3 4

	チェック項目	チェック欄
デジタル・SNS関連	SNS上での特定個人に対する誹謗中傷や揶揄がないか。	1 2 3 4
	他人を無断で撮影したり、SNSに投稿したりする動きはないか。	1 2 3 4
	ネット上のトラブルが校舎内の雰囲気や人間関係に波及していないか。	1 2 3 4
	特定個人をターゲットにした、悪ふざけや嫌がらせ動画はないか。	1 2 3 4
	特定個人のSNSグループからの削除や孤立が発生していないか。	1 2 3 4

※ 上記は参考例である。学校の実態に合わせて、「給食」「清掃」「放課後」などをチェックリストに加え、児童生徒の1日の生活をイメージして作成する方法もある。  
 ※ なお、作成にあたっては、校内研修等の一環として全教職員で話し合い、暴力行為防止への教職員の意識高揚にも努める。

# 3 暴力行為をしてしまう児童生徒の理解

監修 千葉県スクールカウンセラースーパーバイザー 森 真琴

## (1) 暴力行為に及んでしまう児童生徒の特徴 ～不安感情を抑えられない・処理できない～

- ①学校や家庭が安全だと感じられない児童生徒
- ②発達障害の特性・傾向を持つ児童生徒
- ③慢性的ストレスを抱えている児童生徒
- ④感情コントロールが苦手な児童生徒

## (2) 児童生徒への指導

### ①児童生徒の特性・傾向を理解する

・特に発達障害の特性・傾向を持つ児童生徒は、自身の感情や行動を認識することが困難なことが多い。暴力行為に対する指導のみでは逆効果になり、更なる暴力行為や二次障害につながる可能性がある。

→暴力行為に至った理由や原因をしっかりと聞き、本人の困り感や気持ち、本当に伝えなかったことを理解した上で、その児童生徒に合った形で適切な表現方法・行動や気持ちのコントロールの仕方を伝えていく。

### ②不快感情を安全に抱える力（上手に付き合う力：耐性）を育てる

・不快感情を抱いているときの身体感覚と言葉をつなげ、気持ちと行為の結びつきに気づかせる。そして、不快感情をコントロールして、適切な行動をとれるように、不快感情の抱え方や表現方法を伝える。

→ルールは変えずに、気持ちを受け止め、適切な行動に結びつける。不快を感じたり、困ったときに「困っている」と言えるようになることや適切なコミュニケーションがとれるようにすることが大切。

## (3) 暴力行為への指導の留意点

### 大前提

いけない行為に対しては、はっきりと「いけない」と伝え、毅然とした指導をする。

学級担任（教師個々）だけで判断や対応せず、学校組織で一貫した対応をする。

### 指導の4つのポイント

#### ①安全を確保する

・被害児童生徒だけでなく、加害児童生徒にも安全な場所を確保し、落ち着いて暴力行為について振り返ることができるようになる。その際、加害児童生徒の保護者から排除ととられないよう、安全な場所で過ごすことの意義を説明し、学校と家庭が協力して取り組む。

・暴力行為の未然防止のために、日常から、学校や学級が安心できる場であるような学級経営を行う。また、家庭においても、児童生徒が安全に落ち着いて過ごせる環境の重要性を、保護者に理解してもらう。

#### ②お互いを尊重する

・指導の際には、児童生徒の人格否定は行わず、不適切な行動についての指導をする。また、児童生徒を一人の人として認め、努力や小さな成長を認める。

・暴力の未然防止を目的として、学級活動や道徳教育などで、自己の感情理解、適切な表現、他者との適切な関わり方について実践的に学ぶ機会を設ける。 ※小学校低学年段階から継続的に実施することが重要

#### ③責任を取らせる

・自身の間違った行動（暴力行為）に対して、しっかりと責任を取らせる。（相手側に謝罪する等）

※中途半端な指導は、暴力行為の増加にもつながる。

・不快感情を抱くことと、暴力行為を行うことの線引きは明確にし、事情に関わらず行為の選択には責任があることを理解し、適切な行動選択が取れるようにする。

#### ④適切な行動を示す

・不快感情を我慢するだけでなく、抱えている不快感情を安全に処理できるようになることで、暴力行為に至らなくなる。児童生徒の発達段階に応じたストレスの対処法や適切な表現方法を指導する。

児童生徒が暴力行為に至るには、自身の性格や発達特性、生育環境等の様々な背景が影響している。したがって、暴力行為に対する指導には、児童生徒の個々の状況に沿った指導を行うことが重要である。また、指導は学校だけが行うのではなく、保護者の理解や協力を得て、合意形成しながら進めることで、より効果的な指導に繋がる。

## 4 医療的観点から見た暴力行為

千葉県精神保健福祉センター次長 精神科医 石川 真紀

### (1) 対応にあたっての留意点

#### 【暴力のパターンの例】

- ① **不快なことがある**と暴力で表現してしまう（言語表現ができない、周囲の大人に暴力のモデルがいる、など）
- ② 暴力を振ると**望みが叶ってしまう誤学習**（脅したり暴れたりすると、買ってくれるなど）  
暴力では望みを通さない。具体的表現を教え、言葉で伝えるように励ます。
- ③ **感情の爆発**（パニック）を起こしている「**キレるは心のSOS**」である。  
暴力の陰には怒り、不安、抑うつなどがあり、普段の状況と暴力に至る出来事について考える。

【対応の原則：学校から暴力をなくすために】 日常のトラブルは成長のチャンス。小学校低学年から対応を。

#### I) 安心できる関係の構築

不安からも攻撃的となるため関係構築が第一歩。強みや良さを主軸にポジティブな関係を作る。

#### II) 暴力でなく言葉などによる表現への変更

暴言暴力が身につけてしまうと、将来適応が悪くなる。理由と関係なく一度でも暴力があれば、話し合いを行う。人格自体や良さや強みは認め、「表現だけ」を断固として変える。

①感情リテラシー：マイナス感情も見つけ、受け入れ、言葉にすることを手伝う。

否定されるのではという不安、馬鹿にされたと思って腹が立つ、嫌われていると思って悲しい、うまくできなくて悔しい、また自分が怒られると思って慌てた、うらやましてイライラする、など様々な気持ちが隠れている。「分からない」と答える児童も多いため、具体的に5W1Hを聞くなど、工夫したり、観察したりして一緒に探す。児童生徒によっては、覚えていない、言語表現が苦手、直後は話せないこともあり、そういうこともあると認める。

②社会的スキルの向上：暴力ではない他の方法を教える。

感情の自己コントロールを手伝い（例：気持ちがおさまるまでクールダウンの場所を作るなど）、穏やかな伝え方を学ぶ。自分の気持ちと相手を知り、我慢でも攻撃でもなく丁度良い自己主張できるように励ます。家庭や習い事等で暴力的な指導があれば、熱意は尊重しつつ、記憶力が落ちたり自分より弱い存在に暴力的になるなど逆効果であり、暴力を避ける方が将来適応が良いことを伝え、表現を変える協力をしてもらう。

#### III) 暴力なしで安心して取り組める学校参加方法を作り、スモールステップで始める。

罰としての制限ではなく、保護者と協力して時には参加方法を限定し、徐々に参加を増やしていく工夫も必要である。暴力が起こりやすい時間、場所、人、状況があるなら、暴力が起こらず安心できる活動のみに「一時的」に参加時間を限定し、自宅学習などのサポートする。今後の目標や参加方法を一緒に作る。孤立は、事態が悪化するので、放置にならないよう注意する。対象となる児童生徒も含めて、全ての児童生徒が安心して過ごせる環境の確保が大切である。

例)「他の児童生徒が声をかけるだけで『馬鹿にされた』と誤解して急に怒り暴れる」に対して「休み時間が不安が高まるなら、授業のみ参加し休み時間は安心できる別室で過ごす。自宅学習も併用しながら徐々に時間を増やす。」などの工夫を保護者の協力体制と相談しながら行う。

#### IV) 必要時は精神医療とも協力

何をやっても強い感情の爆発や辛さが続く場合は、抑うつ、不安発作、トラウマ反応、自閉スペクトラムによるパニックや思春期以降は統合失調症初期の強い不安感や恐怖感などの可能性もあり、医療連携が必要となる。

### (2) 安心できる話し合い方法(対話的ミーティング)

小学生から、クラス全体でも少数でも、安心してグループで話す機会を繰り返し持つことで、他生徒の表現がモデルとなり言語表現の向上と、お互いを知り丁度良い関わり方を見いだせば、関係改善も期待できる。

・**全ての参加者が歓迎され、暖かい雰囲気を保つ**：笑顔、挨拶、居心地の工夫、穏やかでゆっくり肯定的な聞き方。

・**輪になって全員で座る**：机無しで椅子だけか床に座るほうが距離が近く親しみや安心感が持て話しやすくなります。

・**聞き手（教員など）が一人ずつインタビューし、全員が話す機会を持つ**：話したくなければ、パス、後で話す、もあり。

・**誰かが話している時は、他の人は邪魔しないようにする**：口を挟む場合は「順番に後で聞きますね」と待ってもらう。

・**結論を急がない/まとめない**：お互いを知るプロセス（過程）が主目的。行動する本人が自分のペースで結論を選ぶ。

冒頭で「ひとつのことで全員が違う感じ方をするのが自然なことです。前の人と違う考えでも話してみてください。」と自由に言えるように励ます。他の人への批判とならないように、アイメッセージ（英語のI：私）で「私は～と思う」と表現する。安心できる雰囲気の維持は、聞き手の経験も必要にて、小さなトラブルから試み、最終的に生徒同士でも行えることが望ましい。

# 5 暴力行為による法的責任について

千葉県スクールロイヤー 弁護士 大石聡子

## 1 児童・生徒に関わる法的責任

### 【刑事責任】

暴力行為ないし加害行為の態様・対象に応じて、刑事責任を問われる犯罪行為である。

近年はインターネットの影響により、児童生徒の軽率な行動が性的加害・被害に繋がり、拡大・拡散されることも多いため、予防と適切な対応が求められる。

- ・殴る・蹴る→暴行罪（刑法208条）
- ・暴行により怪我を負わせる → 傷害罪（刑法204条）
- ・持ち物をとる・隠す → 窃盗罪（刑法235条）
- ・持ち物を汚す・壊す → 器物損壊罪（刑法261条）
- ・使い走りをさせる、脅して土下座させる → 強要罪（刑法223条）
- ・脅してお金を奪う → 恐喝罪（刑法249条）
- ・万引きさせる → 強要罪・窃盗罪（刑法235条）の共犯
- ・性的なことを無理にする・させる
  - 不同意わいせつ罪（刑法176条）、不同意性交等罪（刑法177条）
- ・悪口（SNS投稿含む）・生成AIによる画像や動画の拡散
  - 名誉棄損罪（刑法230条）、侮辱罪（刑法231条）
- ・同意なく相手の性的な画像・動画を撮影・盗撮 → 性的姿態等撮影罪
- ・18歳未満の相手の性的な画像・動画を撮影・保存したり、拡散する → 児童ポルノ禁止法違反

身体・財産に重大な被害が生じている場合には速やかに警察へ相談する。特に性的関係でネットが絡む場合は、警察に速やかに相談し、対応することが必要である。

参照：千葉県と千葉県警察との間の「学校・警察連絡制度」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/kyouiku-bunka/kyouiku/kenzenikusei/renrakuseido.html>

- ・警察の捜査が始まるのは、被害者からの被害届または学校からの通報による。
- ・14歳以上は「犯罪少年」（18歳以上は「特定少年」）として捜査が行われ、検察官により基本的には全て家庭裁判所へ送致される（全件送致主義）。少年事件の約6割強は不処分・審判不開始となるが、その場合でも裁判官・調査官による訓戒や指導といった教育的働きかけがなされる。
- ・14歳未満は「触法少年」として児童相談所に通告され、児童相談所による援助措置を受ける扱いとなる。
- ・校内暴力事件の事件数は平成26年以降減少し続けていたが、令和3年に増加に転じ、5年は784件（前年比32.2%増）。検挙（補導）数は、令和5年は中学生が461人（54.1%）、小学生が267人（31.3%）、高校生が124人（14.6%）であり、小学生の補導人員は平成24年から増加傾向にある（令和6年版犯罪白書より）。

### 【民事責任】

- ・損害賠償（民法709条、713条）
  - ・精神的慰謝料
  - ・治療費・財産的損害
- 後遺症が残ると後遺症慰謝料や逸失利益（将来見込まれる収入減）も損害に加わる。

- ・児童生徒自身が賠償責任を負うのは責任能力（弁識能力）が認められる場合であり、11-12歳が目安となる（絶対的な基準ではないことに注意）。

## 2 保護者が負う民事責任（民法714条）

- ・児童生徒に責任能力がない場合は、監督義務者である保護者が責任を負うことになる。また、児童生徒に責任能力がある場合でも、監督義務者の監督義務違反に損害発生との因果関係が認められる場合には、保護者が賠償責任を負うこともある。同一児童生徒による暴力行為が繰り返される状態ならば、重大な結果に繋がらないよう加害者保護者に監督責任を自覚してもらい、生徒指導に協力してもらうことが重要である。
- ・被害者が法的手続により賠償請求する場合には、児童生徒の責任能力の有無にかかわらず、未成年者であることから加害者保護者（親権者）が法定代理人として請求を受けることになる。18歳以上は成年であり、当該生徒に対して請求される。
- ・被害者側からは、加害者に対して刑事責任は問わずとも、生じた損害に対して民事責任を追究することが多い。損害の範囲については、法的には被害者が想定する通りに認められるとは限らず、加害者側は過大要求と感ずることもある。被害が生じたことと損害が裁判上認められるかは別の問題である。

## 3 学校が負う民事責任

- ・担任教員ないし管理職教員は児童生徒に対する安全配慮義務があり、個別の違反（危険な状態を放置していた等）が認められる場合には民事責任を負うことがある。
- ・インターネットが関わる問題では、学校の判断で証拠となるべき画像・動画を消去・または消去させない。速やかに警察と連携して対応することが重要である。
- ・被害者側からの賠償請求がなされる場合、法的な責任主体は個別の教員ではなく、国家賠償法により市町村または県となる。

### 【民事責任追及についての学校の関与】…判断に迷う場合は早期にスクールロイヤーへ相談を

- ・被害者側から加害者側に対するいずれの法的責任追及においても、**学校側の関与は双方の意向連絡に留め**、双方の間に入って調整すべきではない。学校における賠償協議の場を設定することや教員が立会人になることは、学校の立場上できないとはっきり断る。  
特に賠償請求においては、被害児童生徒側から、加害者側への請求と並行して、学校に対する損害賠償請求がなされることも少なくないため、学校側は加害者側とも距離を保つ必要がある。加害者側から対応の相談をされた際は、専門家への相談を勧めると良い。
- ・他方で、学校の務めとして、加害児童生徒への指導は継続すべきものであるから、法的責任追及とは別であることを加害側・被害側双方の保護者に説明し、学校における今後の生徒指導方針を伝え、理解と協力を求めたい。事案によってはいじめ重大事態として扱う必要があることに留意する。
- ・なお、教員が被害を受けた場合は公務災害補償の対象となるが、補償を超える損害については加害者側への賠償請求が必要となる。

本パンフレットは、令和8年3月改定の『規律ある明るい学校環境づくり』（<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/seitoshidou/ijimemondai/sidoukeihatusiryouto.html>）の内容に、専門家の視点を追記したものであり、「2 指導に当たったの基本姿勢」の対策1から対策11の内容については、同資料をご確認ください。

